

令和5年度(2023年度)第1回宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

- 1 日 時 令和5年(2023年)7月26日(水) 13:30~15:30
- 2 場 所 宗谷合同庁舎別館 2階6号会議室及びオンライン(北海道 Web 会議システム)
- 3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題 別添「次第」のとおり
- 5 資 料 別添のとおり
- 6 委員の交代報告等

(1) 委員の交代

次のとおり委員の任免があったことについて報告した。

令和5年3月24日付けで古川委員を任命

令和5年5月31日付けで伊藤委員が退任

令和5年6月20日付けで小島委員を任命

(2) 挨拶

吉良社会福祉課長より開会の挨拶を行った。

(3) 出欠報告

池田委員、鈴木委員、新田委員、小倉委員の欠席を報告した。

(4) 出席者自己紹介

出席者がそれぞれ自己紹介を行った。

7 議事

(1) 報告事項

- ① 令和4年度(2022年度)活動報告について、資料1のとおり事務局より説明を行った。
- ② 「議会等の傍聴や庁舎等の利用に係る条例・規則等における障がいを理由とする不合理的な制限について」の調査結果について、事務局より次のとおり説明を行った。

(資料なし)

前回の当委員会、「障がい者差別に係る情報提供」として説明した件の続きになる。

精神障害者の当事者を中心とする団体から、精神障害を理由とした議会等の傍聴や庁舎等の利用を制限する条例・規則があるとの指摘を受け、道保健福祉部障がい者保健福祉課より振興局社会福祉課を通じて、令和5年1月12日付けで各市町村へ、制限条項の存否について報告を依頼した。

その後、令和5年1月30日に道保健福祉部障がい者保健福祉課より各振興局社会福祉課へ調査結果について通知があり、これを受けて宗谷総合振興局社会福祉課から各市町村と地域づくり推進員・地域づくりコーディネーター・地域づくり委員会の各委員へ、調査結果について通知をした。

宗谷管内でも、制限条項のあることが確認された条例・規則等が5件あり、令和5年度までに改正を予定しているという結果だった。なお、その後、令和5年3月まで

に改正が行われた。

- ③ 管内の障害者支援施設で発生した虐待事案に対する指導監査の実施状況について、次のとおり事務局より説明を行った。(資料2)

この事案は、昨年度、報道で大きく取り上げられたもの。

この件については、事務局からの説明のみとし、質疑はお受けしないこととする。

当振興局では、情報提供を受け、令和4年12月に当該障害者支援施設に対し、障害者総合支援法に基づき指導監査を実施し、翌年、令和5年2月10日、当該施設に対し行政指導を行い、30日以内に改善報告を行うよう求めた。

翌月、令和5年3月8日、当該施設長が振興局へ来庁し、改善状況の報告を受けた。

指導監査の実施結果及び改善状況については、「社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果に係る情報公開実施要綱」に基づき、資料2のとおり宗谷総合振興局社会福祉課ホームページで公表している。今回説明した事案は番号5。

- ④ 共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果について、次のとおり事務局より説明を行った。(資料3)

道が行っていた、全道のグループホームを対象にした、入居者が結婚や子育てを希望した場合の対応等に係る実態調査の結果が、6月に資料3のとおりとりまとめられ、本庁障がい者保健福祉課のホームページに掲載された。

また、全道14振興局において、「障がいのある方への意思決定支援に係る地域意見交換会」を実施し、当宗谷総合振興局では、令和5年4月15日土曜日に、ここ、別館2階6号会議室において、実施した。

この意見交換会には、管内の相談支援事業所やグループホームの職員の方、市町村職員の方、道本庁職員が出席し、障がいのある方の出会いや交際について、グループホームや相談支援機関職員がどのように関わり支援が行われているかなどについて、意見交換等を行った。

(2) 協議事項

- ① 協議事項の(1)地域課題解決に向けた取組及び(2)就労継続支援事業所等のPR動画作成について、事務局より説明を行った。(資料4-1、4-2)

(原田推進員)

それでは資料4-1、4-2のところですけども、まず資料4-1にご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(菅原委員)

取組案について意見を述べさせていただきます。今年度も既に3ヶ月が過ぎたので大幅な変更は求めません。

ただ、ご承知のとおり、来年4月から、改正障害者差別解消法が施行になるということ考えると、今年度は施行前の準備期間、準備年度である。やはりこの委員会の

設置の性格上、今年度は、法施行に対しての対応ということ掲げないわけにはいかないと考えております。この目的のところはその言葉が当然必要になってくるし、取組事業に関しては、私の考えですけど、（資料4-1の2）（3）と（4）は、来年度の法施行、解消法に向けた啓発であったり、準備作業、そうした大きな項目の中に、（3）と（4）を入れ込む、ぶら下がる形にして、前年度と同じような内容でやるのではなく、少なくとも来年4月からの障害者差別解消法の改正法施行に向けた形で少し絞り込んだ方がいいと思う。

特に（3）に関しては、この法が施行になったとき、行政はだいぶ準備が既に進んでいると思う。問題は、民間事業者、民間企業ですね。特に、本市（稚内市）は観光産業がかなり中心になってきているので、3次産業などホテル・旅館であったり、交通系であったり、それから、一般消費者の目線で言うと、金融機関であったり、商業施設。特に、商業施設にあるのは、コンビニエンスストアとか、比較的規模の小さいお店が、車椅子一つとっても、合理的に利用するだけの空間があるのかどうか、そういったこと。それから、公共施設の中でも、エレベーターが付いていないとか、細かいことを言ったらきりが無いと思うんです。

ただ、行政に関して、それなりに道の本庁とか、自治体においても道が中心になって取り組まれているけども、問題は、民間企業に対しての啓発。ここの部分もやはり、（3）（4）とは別に、掲げるとすれば絞り込んで、サービス業を中心とした事業者に対しての、障がい者理解、差別解消法、それから合理的配慮の欠如と取られない体制であったり、それは手話通訳士であったり、要約筆記者の確保も含めてですね。やはり5年度は、これに向けた取組ということをお題目に立てて、ぶら下げられるものはぶら下げていく。従前どおりやるのではなくて、ある程度、絞り込んだ形で選択していく。

当然ながら、図書館で書籍を紹介というのも、ただ書籍を紹介するだけではなくて、来年度の差別解消法の改正に向けた図書フェアにするとか。この法律が、来年4月から施行するということをも市民に啓発することは、今年度はすごく重要なことだと思うんです。ですから、組み替えというか、取組実施を大幅に変えるのではなくて、組み替えと、それにプラスしてぶら下げるものを一つでも増やしていく。それに向けて、来年、令和6年になったら、令和5年度を踏まえた検証みたいな形で取り組んでいく。やはり、この委員会の設置目的・趣旨というものを踏まえた中で、トレンドとは言いたくないですけど、来年度の課題になるということ踏まえた展開・取組を今年度やる必要があるのではないかというのが私の意見です。以上です。

〈原田推進員〉

はい、ありがとうございます。他にはございませんか。

〈古川委員〉

取り組み実施の中に、これでいくと就労支援事業所等しかない。一般に生活してい

る障がい者の理解の部分がまったく抜けているような気がするんですよこれだと。そのことがどこかに入ればと思っています。

〈原田推進員〉

はい。ありがとうございます。他にありますか。今のところ、事務局としてもどのように考えていくかというところなんですけれど、今ここでどうのこうのというわけではなくて、今出された意見を元に、組み替えていくと。質問も含めて、必要なと思うんですが。事務局としてはどうでしょうか。

〈内田委員〉

北海道には、北海道の障がい者条例があると思うんですよね。今、菅原委員がおっしゃられた合理的配慮の民間の義務化についても、そもそも合理的配慮がどのような形でなされていくのかということ、おそらく道だけではなくて、市町村とか事業所も含めて、全てにおいてということになっていくのではないかと思いますし、もちろん当事者にとってみれば、相当センシティブな課題になってくるとは思ってるんですけど、すみません、途中で口を挟んでしまって申し訳ないんですけど、そこらへん条例との兼ね合いも含めて、道としてどう考えているのかも含めて、お答えいただければと思います。

〈原田推進員〉

はい。今、質問が出ましたけれども、事務局、課長も含めて何かございますか。

〈吉良課長〉

取り組み案につきましては、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事務局で精査して、新しい案を提示したいと考えております。差別解消法と道条例との兼ね合いについては、申し訳ございませんが、今、現時点で整理して説明できるものがないので、後日、事務局の方で、整理したものをお知らせできればと思います。

〈内田委員〉

この委員会の意味合いが、暮らしづらさを解消するための会議であるということ踏まえると、合理的配慮とはものすごく繋がりがあると思うんですよね。その部分も加味して、どういうふうに、道全体や各市町村、事業所や、障がい当事者、地縁関係者に至るまで、この部分に対する向き合い方をどうしていくべきかということを示してもらえたらと思うんですけど。周知はされているんですけど、具体性に欠ける感じがして。でも、もう間もなく、*来年の6月ぐらいから本格施行されるということなので、その部分も含めて情報提供いただけるとありがたいんですけども。

〈古川委員〉

*来年6月から、努力義務が解除になる。いまの段階では、まだ努力義務である。条例ができた時は、ちゃんとこういう条例ができましたよというのはあったが、年々、条例のことがまったく風化していったような気がして、それを更に、変わりま

すということだったら、PR不足もあったのかなと思う。道でもあるし、国でもある。国の施策、ここからきているので。そのところは、来年そういう風になるのであるならば、今まではこうで、これからはこう変わりますよと、わかりやすく、たぶん、教えてあげないと、次の人も、当事者も全くわからないと思うんですよ。そのところをわかりやすく、今の現状と、これからはこういうふうになりますというのを出すのが、一番いいのかなと思うんです。

(原田推進員)

はい。そうですよね。今のがわかりやすいなと思います。まだ今日のところはすぐ答え、という風にはならないと思いますので、この辺は先ほど課長が言っていたとおり精査しながら、早急にこの取り組み案も含めて、中身ですね、ちょっと変えていくと。次回には皆さんに提案できるような形に持って行きたいと思いますので、その辺ご了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(菅原委員)

ちょっと追加で。

先ほど就労系の話が多いとおっしゃってました、私もそれは感じています。それだって、今の合理的な部分に関わってくる部分があると思うんですよ。こんなことを言ったら大変失礼ですけど、一般市民の方に関しては、障がい者施設で作られたものに対しての、一定の感想というのかな、差別まではいかないですけどね、そういった気持ちが本当にゼロかという、私はゼロとは思ってません。昔に比べたら、大分オープンな社会になってきていると思うんですけど。ですからこういった授産施設云々に関しても、来年、(障害者差別解消法改正)法施行ということ、ある程度、頭に入れた中での展開にしていきたいのと、今年度あとこの委員会とはあと2回ぐらいしかないかと思いますが、やはり一番、この2年間の中で、先ほど古川委員が言った、法施行になる前の、努力義務時代の反省も含め、それから逆に言うと、それが達成できている。そういったことを少なくとも自治体の取り組みというものの過去と現在、それと来年度以降、そこら辺をまとめていただきたいと思っています。それがかなり合理的な配慮の一つの目安になると思います。

それと国が言っている合理的な配慮は、本当にじっくりとしているものなので、この宗谷圏域の特有の課題というのがあると思うんですね。ですから、そういったものも踏まえた、宗谷版の合理的な配慮とは何ぞや、それを解決するためにはどういう方法を取ったらいいのか。最終的には、宗谷版のですね、合理的配慮の定義であったり、それをどう欠如として取られないで展開していくのか。そういった形で、かなり可能な限り、時間を費やしていく。それが、一定の我々の考えている、この委員会として整理していく。それを市民に、この圏域の方々に、広く周知していくということで。少なくとも取組の中の重点取組ということで位置づけていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

〈原田推進員〉

はい。ご意見ありがとうございます。これも含めて、今後早急に考えていくという形でいきたいと思っております。他、よろしいですか。

とりあえず資料4-1の2-(3)の他団体が開催するイベントにおける啓発事業の実施でいうと、9月2日の「ふくしフェスタ」が稚内市にあるんですけど、それに出そうという形で前回やったと思うんですけど、それはよろしいですね。前回、言われたとおりで、皆さんいいですということだったと思うので。あと、市に限らず他のところもあるとすれば、啓発パネル等、やっていくという形になると思うんですけども。

〈古川委員〉

去年の活動報告を見ると、啓発のパネル展は稚内市だけでやってるんですね。

〈原田推進員〉

「ふくしフェスタ」に出すパネルですか。

〈古川委員〉

いえ、去年の活動報告にある「発達障がいについて理解促進を図るパネル展」、資料1にある。稚内市だけなんですね。

〈原田推進員〉

そうですね。去年は。

〈古川委員〉

私が（推進員を）やっていた時もそうなんですけど、この圏域は稚内市だけではなく、宗谷圏域全体なので、稚内市だけでやっちゃだめだよという話はしていたんです。

〈菅原委員〉

今の話を聞いて、「ふくしフェスタ」は基本的に障がい者を理解している方が来るイベント。それから図書館っていうのも、読書をしに図書館を利用する人というのは、そういった福祉に関してある程度、一定の理解をしている人だと感じるんですよ。この人たちに向けてやるのが中心になるのは如何なものかという感じがしてるんです。ですからこれから年末年始にかけて、稚内市内や宗谷管内各地、もうかなり、町村に関しては、夏のイベントは終わっちゃったので、もったいないと思って、この会議がもう1ヶ月、2ヶ月前にやっていれば展開も違ったかもしれませんが、やはり福祉ということに精通されていない方たちの集まり。そういったところで展開する。稚内であれば、文化センターで何らかの行事があった。名士カラオケ大会でもいいですよ。そういった時に合わせて、ロビーで障がい者理解の啓発をすとか、そういった展開をしていくことが大切なのかなと思っているので、福祉中心の行事での普及というのは、ちょっと私は違うのではないかなと思う。それも大切ですけども、それ以上に、そういう場面でないところで啓発することが重要ではないかなと思う。それらもご検討いただきたい。

〈古川委員〉

それに関して、図書館は、夏休みや冬休みは子どもたちがいっぱい来るんですよね。当然、低学年の子どもは、単独では来ない、親も一緒に来るんです。私、図書館で勤めていたので分かるのですが、基本的に、夏、冬、春などのイベント。普段なかなか図書館に来ない人が、イベントを目的に来ている。図書館を利用してくださいということでイベントを開催している。そこのところで、子ども向けにも、こういうPRをした方がいいのかなと、小さい頃から教育するという意味では、大人の難しい文書で書いているより、子どもにもわかりやすいようなことをして、子どもの時代からわかってもらえるように。今、障がい児とかもあるし、発達障がいの子どものも結構いるので、その辺のことも、どういうことなのかわかるようなことも展示していくのがいいのかなと思います。

〈菅原委員〉

同感です。

〈原田推進員〉

はい。貴重なご意見ありがとうございます。それも踏まえた上で、やっていくという形にしていきたいと思いますので。事務局もその辺よろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。他、ございませんか。ご意見等ご質問含めて。

取り組み案、これについては大幅に変わる部分出てくるでしょうけれども、この資料4-2のPR動画作成、こちらの方はこれで進めさせていただくということでよろしいですか。

はい。それでは次、お願いいたします。

② 協議事項の(3)計画相談支援事業所の確保について、事務局より説明を行った。

(資料5-1)

〈及川主査〉

前回の委員会で、委員より、市町村自立支援協議会との連携が弱いのではないかとの意見があったことを受け、前回の委員会終了後、各市町村へ会議記録を送付するとともに、障がい者の受診のしづらさや災害時等の障がい者支援体制等について、当委員会での協議が適切と考えられる議題があれば情報提供いただくよう依頼したところ、枝幸町から資料5-1のとおり情報提供がありました。①計画相談支援事業所の確保についてと、②精神疾患患者と難病患者の対象者把握についての2つ。今回はまず、①の計画相談支援事業所の確保について、協議事項として取り上げたい。

〈原田推進員〉

各市町村に対して、(前回の委員会での)協議内容について照会したと。それで枝幸町の方から情報提供出てきましたと。で、出てきたからには、協議をするというよう

なところかと思っています。ただ、これすぐ答えが出るものではないし、これはちょっと大変とは思いますが、その二つ出たうちのまず一つ目を今日は取り上げて、今日で終わるかどうかわかりませんが、まず、計画相談支援事業所についてということで、協議できればなというふうに考えているところですが、そもそも相談計画相談支援事業所ってなんだっていうところ、分かってる方は分かってらっしゃると思いますけども、委員の中でも分からない人、十分に分からない、私も十分に分からないところもあるんですけど。そういうところもありますので、地域づくりコーディネーターの黒川コーディネーターに計画相談支援事業所というのはこういうものだというところをまず説明していただいた上で、委員の皆様にご話をさせていただきたい。黒川コーディネーターお願いいたします。

(黒川コーディネーター)

それでは説明させていただきます。資料は5-2をご覧ください。あらためまして私は宗谷圏域障がい者総合相談支援センターの黒川と申します。日頃、相談支援事業所で相談支援専門員として仕事をしているほか、北海道障がい者条例に基づく支援員として活動をさせていただいております。

まず資料5-2の右下に1と書いてあるスライド。障害者総合支援法における相談支援事業の体系。こちらを見ていただきますと、大きく上と下。四角く囲まれている内容がありますけど、上が個別給付で提供される相談支援。下が地域生活支援事業により実施される相談支援というふうにまず大きく分かります。今回、枝幸町から話題提供がありましたのは、上の部分、個別給付で提供される相談支援のうち、障害者総合支援法の枠。左側の枠組み。こちらの真ん中に、特定相談支援事業。正確には特定相談支援事業所というところで行われる基本相談支援・計画相談支援。

今回は計画相談支援がテーマとなっておりますが、まずは特定相談支援事業所が今回話題になっているところだとご理解いただけたらと思います。そもそも相談支援の中にも記載しておりますけど、スライドの2番目の方に、それぞれの相談事業、相談支援体制についての概要が記載してあります。これで見ますと左側の相談支援事業名の上から三番目。ここに指定特定相談支援事業所についての記載があります。右にいけますと、そこに配置すべきメンバー、特定相談支援事業所には専従の相談支援専門員を配置すること、ということが記載されています。

業務内容につきましては先ほどのスライドにもありましたけれど、基本相談支援、計画相談支援ということで、いわゆるケアプランの作成をさせていただいているところです。

次のスライドを見ていただきますと、より詳しい計画相談支援等のしくみについての説明がございます。現状障害者総合支援法に基づくサービスの利用にあたっては、相談支援事業者、特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画」が必要となっております。それ以前がどうであったかということ、自立支援法が

できる前、支援費制度ができるもっと前でいうと、措置、行政処分であるとか、そういった時代があったわけですが、そのときはサービスを利用したい方には、行政の方であなたは中度ですから施設の利用をしていいですよと。あるいはあなたは軽度なので何回、何時間使っていいですよと、そういった仕組みであったところからも変遷がありまして、現行はこのようなプロセスで、利用の申請が市町村にあって、そこでまずはサービス等利用計画案を求めるのが基本の流れとなっております。

最後、4枚目のスライド。相談支援専門員の要件といたしますか、それぞれ障がい福祉等の支援業務に関わった勤務年数等の要件がありまして、なかなかハードルが高いというのがご理解いただけるのではないかなと思います。現状、地域づくりコーディネーターの立場としては、道の指定事業者が実施しております相談支援専門員の養成研修、初任者向けの研修あるいは現任者に向けた研修も実施されているところですが、そちらの実施協力等の形で支援をさせていただいているところです。説明を以上とさせていただきます。

〈原田推進員〉

はい。計画相談支援について説明しましたがけれども、これについていうと、内田委員や千葉委員だとか菅原委員もいろいろ携わっていると思うんですけど、補足ではないんですけども、お話を、いままで携わった部分のお話なんかもしていただきたい。

〈内田委員〉

はい。枝幸町の内田です。当事業所で、昨年度末で、相談支援事業所の休止に至りました。理由としては、ここに書いてあるとおりで、やっぱり職員が退職してしまったというのが大きな理由です。当時、他の事業を抱えておりまして、メインが通所、地域生活、グループホーム、というところの、やはり人員を割いてまで相談支援事業、計画相談支援の方に手が回らなくなったというのが現実的なところ。たまたまというか、ありがたいことに、ここに宗谷圏域障害者総合相談支援センターの枝幸分所があって、二名の職員の方がいて、計画相談に携わってくれていたんですが、この4月からまたさらに人数が減って圏域センターの職員の方も、人数がかなり厳しいというような状況にあって、お互いもちろん協力し合って、計画相談のほうは実施させてもらってはいるんですけども、やはり、利用者の不利益にならないかどうかと人的な部分の不足と、あと内容。やっぱりケアマネジメントにおける質的な部分。そこの低下を招かないような形で、サービス提供、僕らサービスを提供するものですけどサービスももちろん提供しますでしょ。他に良い、例えば事業所であるとか、都市へ移行するようなことも含めて、ここだと、圏域をいろいろ跨いだりすることもあるんですよ。特に上川、網走、北見の方まで繋がるケースもあつたりもするので、計画相談、相談支援専門員が負うべき責任が重たくなっているし、かつ、人的なやっぱりそういったその、経験年数とかクリアして相談支援専門員になれる方が少ないというような状況。当会もそういった人材を何とかついでというようにところに努力はさせてもらって

いるんですけども、ちょっと再開がまだめどが立ってないっていうような状況にあります。本当に宗谷圏域障害者総合相談支援センターには感謝しています。

(原田推進員)

はい、ありがとうございます。枝幸町の状況というか、こう、内田委員の方からより詳しく説明していただいたということで、頑張ってるけれども、ちょっとな、というところという風に思うんですけども。菅原委員はどうでしょうか。

(菅原委員)

私は本業の方の立場で話すしかないので、措置時代から支援事業になった時に、当然ながら相談支援事業、国が想定してました、どこが受け皿になるのかといったときに、昔でいう、今でもそうですが、一種事業をやっているクラスの社会福祉法人というのが基本なんですよね。そこが財源的に、経営上苦しい部分に関しては、高い経営から持ってきて、充当してというのが一種のモデルケースだったのかなという気がしている。ですから、小規模な施設がいくつも事業を持っていて、なおかつ、一つ一つの事業がカバーできるだけの余剰金が発生するのであれば別ですけども、今はやはり、人件費も高騰しているし、経費も上がっている。それと報酬単価の見直しも3年に一度だとか、いろんな部分で経営上というのは大きいですね。ですから稚内も基本的に先ほど言ったように、一種事業を措置時代から手がけていたところが基本ですよ。もしくは社会福祉協議会であったりとか。

ですから、小規模な事業者が、もっと言えば単独で相談事業所を持つということは、まずは不可能だと思います。当然ながら、法的給付、国庫収入だけではない、別の事業を何らかの形で、市町村から委託を受けるとかですね、他の障がい福祉サービスの事業の職員と兼ねるといことは、そちらの事業の方から、専従という部分でかなり縛りがあるので、せめて縛りのないような事業とセットでやればいいのですが、縛りのないような障がい福祉サービス系、若しくは、地域生活支援事業系というのが、相談事業所をカバーするだけの財源があるかという、これは実際、無いわけですよ。ですから、経営上でいうとこれは非常に厳しいので、やはり大きな社会福祉法人がけっばってもらわない限り、国が想定している形での計画相談は維持できないのかなという気がします。

あと、問題は人材の部分。人材の部分に関しましては、相談支援事業所という形で看板を上げていないと、いつどこかの事業所がバンザイしたとき、すぐにうちの事業所が変わって手を挙げられるという形で、少なからずとも、どこの事業所も計画相談の職員としての要件を満たした人間を予備的に設けておく必要があるのではないかと。これは、自治体はかなりそこらへんのことを考えないといけない。ところがですね、予備的に、現任者ではない、予備的に、もっと言えば、事業所がない中で、研修を受けようと思ったら、研修に申し込んでもはねられちゃうんですよ。極端なことを言えば、国家試験に合格するより難しいくらいの倍率なんですよ。コロナ禍の中でリモー

トとかでやっていたので、リモートだったら何百人だっていいといっても、一回の会場は、リモートですけれども50人60人ですよ、その中では、今、事業を手がけていない人はご遠慮願いますという話になってしまう。そうすると、地域全体の中で、現任者以外の予備的な人材を確保できない。これは、頭数がいたとしても、その研修を受けられなかったら、どこまでいっても、増えるはずがないんですよ。これだけ年数がたつと、経験年数5年以上というのは、支援法ができてから、15、6年経つわけですから、途中で離職しない限り、それなりの人間はいるんです。でも、研修を受けられないということで、もう少し考えてもらいたいということと、地域で予備的な人間を確保、相談事業所をやっていないところでも1名ずつくらいは確保する。それくらいの担保をしていかなければ難しいと思います。

ですから、先ほどの経営的な話と人材的な話。根本的なこの2つは大きく違いすぎるので、難しいなとは思いますが、ただ、実際、こうやって廃業して、受け持ってもらっていた事業所が廃業したときには、正直言って大変でした。どこも引き受けてもらえなくて、宙に浮いた状態が4ヶ月くらい続きました。廃業したところはセルフサービスでやってくださいみたいなことを言われるが、セルフサービスは伝家の宝刀であって、客観的にどこかが計画を立てるとというのが筋なのかなと。だから、人材確保が大変な中でも、やはり廃業、休止をする時には慎重になってもらいたいなと思っています。そういう感想です。

〈原田推進員〉

ありがとうございます。千葉委員さんは色々関わったりされてこられましたか。

〈千葉委員〉

そうですね。相談支援事業の宗谷管内における状況っていうのは、事業主として極力把握しているつもりなんですけど、基本、相談支援事業というのは、自分の認識が間違っていたら、すみません、地域支援事業の中の一つだと思うんです。市町村事業の中の一つ。地域生活支援事業の中の一つ。自分たちは、都道府県の中の就労支援B型だとか、事業をやっているんですけど、やっぱり、この不足とか、ある意味地域生活支援事業と違う版とみるとおおよそ7割8割程度、この事業が各市町村で円滑に行われていると、もちろん福祉ホームというものもあるし、任意事業と、必須事業とは分かれているんですけど、おおよそ暮らせていけるようなボリュームはあると思うんですよ。でも、意外に市町村事業、宗谷管内でみると、市町村事業、地域生活支援事業というのは、稚内市内や豊富、枝幸だと地域活動支援センターとか、あるんですけども、意外に、制度とか事業とかあまり積極的に行われていないイメージがある、その中の一つでこの相談支援事業というのも入っているので、やはりこれは各自治体、市町村単位で、本当に、不足とかマンパワーとか業務とか報酬とか、いろいろあると思うんですけども、この辺をうまく協議できる場がないと、進んでいかないような気がしています。

自分たちは、これ、道の事業ですが、市町村の障がい者計画とかに載せてもらわないと、事業としてやりたいと思っていても、先ほどの不安があったり、なかなか解決しない。自分たちが事業をやりたくて伝えているわけではなくて、地域で暮らす、障がいを持っている人たちの生活を豊かにするという目的で、事業をやりたいと考えていると思うんですよ。なので、もう少し市町村と事業所が、こういう委員会と市町村というパイプというのですかね、コミュニケーションを含め、もっと取らないとこの問題はなかなか解決していかないと思っています。

財源もたぶん、地方交付税交付金の中で、一般相談とかも含めて入っていると思うので、それは、各市町村の努力義務、くれぐれも相談支援事業は、必須事業だということ認識してもらえれば、もっともっと事業所が増えたり、相談支援事業は発展していくのではないかと考えています。これは自分の思いなので、間違っていたら訂正してください。

〈原田推進員〉

ありがとうございます。菅原委員、内田委員、千葉委員から色々と、勉強になるというか、大変ありがたいなと思います。ありがとうございます。

〈菅原委員〉

付け加えて、今千葉委員の話、内田委員の話を聞いて思ったんですけど、この計画相談というのは基本的に市町村単位で物事を考えるので、この委員会で考えるとしたら市町村単位ではなく宗谷圏域というふうの一つ考えることが基本だと思うんですよね。だとしたらこの委員会の特性を踏まえるとですね、できるのかどうか、事例があるのかどうか私も皆目付かないですけども、計画相談の広域設置ということはこの委員会の中で勉強する、それとその実現性。それから、各市町村、もしくはこの地域に対しての、この委員会としての提言という形で、広域設置ということをぶち上げるということも必要なんじゃないかなと私は思います。是非とも、広域、市町村連携という形での事業所、それから作成員の確保、それを宗谷という単位の中で、出来るということ、出来る出来ないを含めて提言、出来るのであれば、これは特にプッシュする。それが、この委員会の一番の役割ではないかと思って聞いていました。ちょっと検討を願いたいなと思います。

〈原田推進員〉

ありがとうございます。黒川コーディネーター、宗谷圏域とうたっているということは、今、宗谷圏域全体を見回してやられているのですね。

〈黒川コーディネーター〉

そうですね、北海道の地域生活支援事業の広域相談支援体制整備事業ということで、この事業名を、名称をそのまま使っているんですけど。

〈菅原委員〉

一般相談でしょ、いま指定受けているの。計画も受けているの？

〈黒川コーディネーター〉

はい、資料の5-2の1のスライドでいうところの、総合支援法の一般相談支援事業と特定相談支援事業、そして、児童福祉法の障がい者を対象としたケアマネジメントを実施しておりますのと、さらに言うと、下の地域生活支援事業、宗谷管内7市町村の実施する障がい者相談支援事業の委託を受けているのと、道の地域生活支援事業である広域相談支援体制整備事業を受託しているので、うちのセンターについては、何人か相談員を置いてなんとか実施できているというのが実態です。

〈菅原委員〉

特定は稚内市から指定を受けているの？

〈黒川コーディネーター〉

そうです。

〈菅原委員〉

それを全部の町村から受けることは可能なの？

〈黒川コーディネーター〉

これがですね。

〈古川委員〉

多分人数的に・・・。

〈黒川コーディネーター〉

そうですね。

〈菅原委員〉

人数の問題が解決できれば、重複指定は可能なの？

〈黒川コーディネーター〉

そうですね。はい。広域設置のご意見につきましては、私も非常に参考になりました。地域づくりコーディネーターとしての意見になりますが、相談支援事業のうち、基幹相談支援センターという事業が、来年の総合支援法改正で、全市町村に設置が求められているところでして、一方、設置状況はどうかというと、稚内市が設置しているのみという状況で、管内でどうしていくかという課題がありますので、計画相談支援、特定相談支援としての広域設置は、それこそ相談支援専門員の配置の問題があり難しい状況かもしれませんが、基幹相談センターの広域設置という部分は、（各市町村の自立支援協議会等で協議の上、宗谷障がい福祉計画等圏域連絡協議会の）テーブルに上げてもいいのかなと考えて聞いておりました。

〈菅原委員〉

言い方悪いが、裏技を研究する価値はあるということですか。

〈黒川コーディネーター〉

そうですね。ありがとうございます。

〈古川委員〉

問題なのが、基幹相談支援センターが果たしてちゃんと、稚内市が動いているのかというのと、あと自立支援協議会の設立と同じで、作りました、名前だけです、ということが起きないことを願うしかないですね。それと、さっき言っていた、この委員会で各市町村に提言できないか（について）は、ここで話したことを推進員がまとめて、推進員から下ろせるはずなんですよ。今ここで枝幸のこれ（計画相談支援事業所の確保が）上がってるんですけど、本当は先に推進員と事務局で、枝幸町にもっと細かく聞いてないとならないことですよ。それからここ（地域づくり委員会）におろすものと思ったんですけど。

〈原田推進員〉

大変申し訳ございません。

〈古川委員〉

多分、ここ（地域づくり委員会）で話したことを市町村にお願いすることは、推進員からのあれ（通知等）でいけると思うので、大丈夫だと思います。

〈菅原委員〉

正直いって、え？、と思った部分はある。いきなり？っていう。

もう少し、また次回以降で色々話すということと、私の言った宿題というかね。検討の余地。道との協議もあるだろうから。

〈原田推進員〉

はい。宿題をたくさんいただきながら、考える部分もたくさんあるんですけど、出された部分を整理して、次回、皆さんの方に提供する、その間にこちらで事務局も動かなければならない部分、言われた分もありますので、できるかできないかというところもあるんですけど、考えていきたいなと思います。内田委員も千葉委員も色々ご意見いただきましてありがとうございます。また、こちらの不手際もあったり、大変申し訳なかったと思いますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。最後に方向性をぐっとまとめるというふうにならないんですけど、今いただいたご意見を参考にした形で考えたいと思います。

(3) その他

〈原田推進員〉

全体を通して何かございますでしょうか。

〈千葉委員〉

ちょっと短かいですか。今の相談支援の事業の関係なんですけど、稚内の事業所の方々に、自立支援で、一番大きい市町村なんで、ちょっとお伺ひしたいんですけど。

自立支援協議会の相談支援部会みたいのって設置されてますか。

〈原田推進員〉

はい、(設置) されてます。部会は三つあってそのうちの一つに相談支援部会があります。

〈千葉委員〉

そこで今の言った状況とかっていうのはよく話されてるんですかね。色々、こう、事業を行ってく上での負担とか改善とかっていうのは。

〈黒川コーディネーター〉

はい。もちろん協議されているところですね。

〈千葉委員〉

はい。わかりました。ありがとうございます。

〈古川委員〉

そこからの情報がまったく他のところに出てこないっていうのもあれかなっていう。自立支援協議会で話して終わりではなくて、決まったことや進捗状況を報告しないと名前だけになってしまう。集まっているだけじゃないの、何やってるの、そのうち忘れられてしまう、風化になってしまう。そこのところは報告をするなり、まったく出てこないですよ。本当は自立支援協議会からの問題提起があつて地域課題が出来るはずなんだけど、それができてないから、私が(推進員を) やってたときと同じくこっちが勝手に地域課題はこうですよと出しているだけの状況が続いている。多分他の圏域もそうだと思うんですけど、そこを改善しない限りはこういうことは解決していかないと全道的にも全国的にもあれなのかなと。相談のあれ、法律自体があくまで大都市部を考えているので、地方のことってほとんど見てないと思うんですよ。地方は地方で国のやり方がこうだけどそこに補助をつけてこういう風にやっていかないと無理だよという声も上げていって、地方でもできることは予算つけてもらってやるしか、どうしようもならないのかなと、今の状況だと。声を上げていかないとだめなのかなと。

〈原田推進員〉

ありがとうございます。はい。ここの弱さがあるというところで、これから強化していこうというところも出ていますので、踏まえた上で今後ですね、先ほどから言ってますけれどもどこまでできるかわかりませんが、みなさんからまとめてご意見いただいたところで進めて。

〈古川委員〉

継続ですね。一步一步進んでいかないとだめな話。法律が先に進んでいって、完全実施されるから、それにどれだけ追いついていくかっていう、法律との戦いが課題なんだと思います、地方の。

〈原田推進員〉

はい。ありがとうございます。他ございますでしょうか。貴重なご意見をたくさんいただきありがとうございました。次回ですね、第二回ございますけれど、またご意見いただければと思います。それでは今日は終わりたいと思いますが。

〈菅原委員〉

次はいつ頃なんですか。今の取り組みのやつを組み込むなら早いほうがいいんじゃないか。下半期になるわけにはいかないんじゃないか。

〈原田推進員〉

なるべく早い時期に始めて行きたいと思います。

〈菅原委員〉

上半期？

〈原田推進員〉

いつということが決まり次第お知らせしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

(閉会)